

# 岡山コワーキングスペース協会運営定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本協会は、岡山県のコワーキングスペース業界の健全な成長を通じて、時間と場所を共有する利用者の良質なコミュニティ形成を支援し、社会全体の発展と生産性の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、岡山コワーキングスペース協会と称する。

(活動地区)

第3条 本協会の活動地区は、岡山県全域とする。

(事務所の所在地、代表、協会員)

第4条 本協会の事務所、代表、協会員は、別表第1に定める。

(運営)

第5条 本協会の運営に関する重要事項については、会員による運営会議により決定する。

2 運営会議は代表が招集し、代表が会議の議長となる。

3 運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会費)

第6条 会費は年間 50,000 円(税別)とし、これを財源に第2章に規定する事業を行う。

(定款の改正)

第7条 この定款は、協会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 第2章 事業

(事業)

第8条 本協会は、第1条の目的を達成するため、事業を行う。

(事業内容)

第9条 前条に規定する事業は、当協会のホームページの制作及び運営、交流会等のイベントの計画立案及び運営とする。

## 第3章 協会員

(協会員の資格)

第10条 本協会の協会員たる資格を有する者は、次の各号のいずれかの要件を備える事業者とする。

- 一 コワーキングスペース業を営む事業者
- 二 協会の活動地区内に事業場を有する事業者

(加入)

第11条 協会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、本協会に加入することができる。

2 本協会への加入の申込みがあったときは、運営会議においてその諾否を決する。

(加入者の会費の払込み)

第12条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、会費の全額の払込みをしなければならない。

(脱退)

第13条 協会員は、あらかじめ本協会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第14条 本協会は、次の各号の一に該当する協会員を運営会議にて除名することができる。この場合において、本協会はその運営会議の会日の10日前までにその協会員に対しその旨を通知し、かつ、運営会議において弁明する機会を与えるものとする。

- 一 長期間にわたって本組合の事業を利用しない協会員
- 二 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った協会員
- 三 本協会の事業を妨げ、又は妨げようとした協会員
- 四 本協会の事業の利用について不正の行為をした協会員
- 五 犯罪その他信用を失う行為をした協会員

## 附則

(施行期日)

この定款は2021年4月1日から施行する。

## 別表第1

### 事務所の所在地

〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町二丁目 11-20 ダイトクビル 2F  
コワーキングスペース ThinkCamp

### 代表

〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町二丁目 11-20 ダイトクビル 4F  
株式会社スイッチ 代表取締役 恒次 明宏

### 協会員

事業場名称：コワーキングスペース ThinkCamp

事業者：〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町二丁目 11-20 ダイトクビル 4F  
株式会社スイッチ 代表取締役 恒次 明宏

事業場名称：Wonderwall

事業者：〒700 - 0023 岡山市北区駅前町一丁目 8-18 イコットニコット 2F  
株式会社フェイスコーポレーション 代表取締役社長 荻田 渉

事業場名称：クリエイティブコワーキングスペース TOGITOGI

事業者：〒700-0818 岡山県岡山市北区蕃山町 3-7 両備蕃山町ビル 2階  
株式会社アール・エステートサービス 代表取締役 松田 敏之